

ディスカバー鹿児島キャンペーン(第2弾)Q&A (8月28日(金)20時00分時点)

よくあるご質問を以下にまとめました。ご不明な点につきましては、まずこちらをご覧ください。

	ご質問	ご回答
1	宿泊券の利用できる期間はいつからいつまでか？	第2弾は 8月28日(金)の宿泊から10月18日(日)の宿泊まで です。第1弾の宿泊券は第2弾での宿泊期間では利用できません。
2	国が実施している「Go Toトラベル事業」との併用は可能か？	<p>可能です。 ただし、宿泊される施設がGo Toトラベル事業の参画施設である必要がありますので、事前に宿泊施設へご確認ください。</p> <p>【例：割引前の宿泊料金が20,000円の場合】</p> <p>(1) Go Toトラベル事業で既に宿泊料金が割引されている場合 (20,000円 - (20,000円 × 1/2 × 70%)) = 13,000円にてWeb等で販売 13,000円から、本キャンペーンでさらに10,000円割引を行うことから、 ⇒ 13,000円 - 10,000円 = 3,000円の支払い</p> <p>(2) GoToトラベル事業で宿泊料金が割引されていない場合 後日お客様が還付の請求をする必要があります 20,000円より、本キャンペーンで10,000円割引 ⇒ 20,000円 - 10,000円 = 10,000円の支払い 還付額は元値より計算します 20,000円 × 1/2 × 70% = 7,000円の還付 ※実質的な負担は(1)と同額</p>
3	宿泊券が1枚しかないですが、宿泊券を持っていない人と一緒に宿泊はできるか？	可能です。ただし、宿泊券1枚あたり最大10,000円の割引となります。宿泊券のご利用については、問4をご確認ください。
4	例えば、宿泊券が1枚あり、宿泊料金が1人あたり8,000円の施設に3名で泊まる場合の支払金額はいくらになりますか？	8,000円 × 3名 = 24,000円 - (宿泊券10,000円) となりますので、 現地支払額は、 14,000円 となります。
5	県内在住者であることを確認する書類とは？	<p>運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)など本人を確認でき、県内在住者が記載されている公的書類を指します。(宿泊者ご本人宛の住所が記載された公共料金、納税通知書など公的な郵便局と本人を確認できる社員証・学生証などの組み合わせも可)</p> <p>詳しくは【県内在住者及び本人確認書類に関するご案内】(2~3ページ)をご覧ください。</p>
6	子供の本人確認はどのようにするのか？	住民票、マイナンバーカード等の公的証明書、健康保険証などで本人確認を行います。
7	1室2名の利用でないと使えないのか？	第2弾については、1室1名でのご利用が可能です。
8	宿泊施設で割引を受けるためには、まず何を提示すればよいのか？	<p>郵送されてきた書類もしくはQRコードが添付されているメール画面をチェックイン時にご提示ください。(メールは印刷し、紙で持参しても構いません)</p> <p>※あらかじめスマートフォンでQRコードを表示しておく、掲示用に印刷しておくなど、<u>スムーズなチェックインに御協力</u>をお願いいたします。</p>
9	宿泊券の発送(配信)は、もう行ったのか？	<p>8月26日より発送(配信)を行っております。</p> <p>※宿泊券の発送(配信)をもって当選発表とさせていただきます。</p> <p>※はがきでのお申し込みの方は、長くて1週間ほどお時間を要する場合がございます。</p>
10	ディスカバー鹿児島キャンペーンが再開されたが、また利用を控えていただく期間を設ける可能性はあるのか？	新型コロナウイルスの感染の状況により事業の中断の可能性がございます。

ディスカバー鹿児島キャンペーン

【重要なお知らせ】

県内在住者及び本人確認書類に関するご案内

「ディスカバー鹿児島キャンペーン」宿泊券のご利用にあたっては、
対象施設へのチェックイン時に「鹿児島県内在住者であること」の確認を行います。
「鹿児島県内在住者であること」の確認は本人確認書類により実施いたしますので、**宿泊券を利用される方全員分の本人確認書類を必ずご提示ください。**
※ご提示いただけない場合には、本キャンペーンをご利用いただけません。

【本人確認書類として認められるものの例】

※ 本人確認書類に記載された住所が現在の住所でない場合は、現住所が記載された他の証明書類（補助書類）を合わせてご提示ください。（3ページ参照）

本人確認書類	ご注意事項
・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書（顔写真あり）	住所の変更がある場合は、現住所が記載されている裏面もご提示ください。（運転経歴証明書は、平成24年4月1日以降に交付されたものに限りです。）
・ パスポート（日本国旅券）	現住所が記載されているものであることが必要です。
・ 健康保険証	現住所が記載されているものであることが必要です。
・ 個人番号カード（顔写真あり）	現住所が記載されているものであることが必要です。（顔写真なしの個人番号カード、個人番号通知カードの場合は、必ず補助書類を組み合わせてご提示ください。）
・ 住民基本台帳カード（顔写真あり）	住所の変更がある場合は、現住所が記載されている裏面もご提示ください。（顔写真なしの住民基本台帳カードの場合は、必ず補助書類を組み合わせてご提示ください。）
・ 外国人登録証明書 ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書	現住所が記載されているものがであることが必要です。また、変更の記載がある場合は、変更内容が記載されている裏面もご提示ください。 日本国籍をお持ちでない方で、在留期限がある方がお申し込みをされる場合には、在留期限が確認できる書類が必要です。
・ 住民票の写し（個人番号の記載がないもの） ・ 印鑑登録証明書	現住所が記載された発行日から3か月以内のものに限りです。
・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳	氏名・住所・生年月日が記載されている面をご提示ください。写真貼付欄があるものについては、写真貼付のものをご提示ください。
・ 顔写真付きの公的証明書類	（例）写真ありの中学・高校・大学・専修学校等の学生証 氏名・住所が記載されているものであることが必要です。
・ 各種年金手帳 ・ 母子手帳 官公庁から発行または発給された書類で、氏名・住所及び生年月日の記載があるもの	母子健康手帳は、母および子の証明書類として使用できません。また、子の場合は出生届出済証明のある手帳に限りです。 ※未就学児は宿泊券利用の対象外です。

【本人確認書類がない場合/本人確認書類記載の住所が現住所でない場合】

1 ページに記載した本人確認書類をお持ちでない場合は、以下の書類をご提示ください。

また、本人確認書類に記載された住所が現在の住所でない場合は、現住所が記載された他の証明書類(補助書類)を合わせてご提示ください。

補 助 書 類	ご 注 意 事 項
国税(地方税)の領収証書または納税証明書	発行日から 3 か月以内で、現住所および氏名が記載されているものに限りませす。
社会保険料の領収証書	発行日から 3 か月以内で、現住所および氏名が記載されているものに限りませす。
公共料金(電気・ガス・水道・NHK・固定電話)の領収証書 ※携帯電話の領収証書は利用できません。	発行日から 3 か月以内で、現住所および氏名が記載されている領収印がある領収証書、または発行日(口座引落日)および現住所が記載されている口座振替済通知書に限りませす。
官公庁から発行または発給された書類で、氏名及び住所の記載があるもの	発行日から 3 か月以内のものに限りませす。